

# 新しい家族のカタチを知ろう

～川崎市における里親制度の取り組み～

---

かわさき里親支援センターさくら

# かわさき里親支援センターさくらの紹介

開 所：令和2年9月1日

住 所：川崎市多摩区菅5-2-1

開 設 日：月・火・木・金・土

(水・日・祝祭日・年末年始休み)

開設時間：9時～17時

職員構成：統括責任者（乳児院経験者）1名

心理支援訪問員 1名

里親トレーナー 1名

里親リクルーター 2名

里親等相談員 1名

※トレーナー、相談員も里親経験や  
児童相談所、児童養護施設の経験者。



## —委託業務内容—

- ・里親制度の普及啓発
- ・養子縁組里親のリクルート
- ・養子縁組里親への研修
- ・候補児と里親家庭とのマッチング  
(候補里親リストの作成)
- ・養育相談支援

**強み**：乳児院等での豊富な里親委託、里親支援の経験と実績

## 対象者

川崎市に居住している者のうち  
川崎市の里親名簿に登録されている者  
及び 本市児童相談所長が措置する児童等

# 川崎市の社会的養護の現状

社会的養護を必要とする子どもは・・・

約400人（市内児童人口約25万人）



社会的養護の担い手は・・・

里親

ファミリー  
ホーム

乳児院

- ・しゃんぐりらベビーホーム  
（幸区）
- ・至誠館さくら乳児院  
（多摩区）

児童養護施設

- ・新日本学園（中原区）
- ・川崎愛児園（宮前区）
- ・白山愛児園（麻生区）
- ・すまいる（川崎区）

その他  
児童福祉施設

- ・川崎こども心理ケアセンター  
かなで（中原区）

# 川崎市における里親登録数と里親委託人数の推移

## ◎里親登録数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
養育里親	95	96	99	108	111	113
養子縁組 里親	20	29	37	40	47	54

## ◎R2年度の委託時の子どもの年齢(養子縁組)

7～9ヶ月  
0%

10～12ヶ月  
14%

0～3ヶ月  
29%

4～6ヶ月  
57%

## ◎新規里親委託人数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
養育里親	12	5	19	11	12	18
養子縁組 里親	2	2	3	6	6	7

# なぜ「里親」なのか？



1. 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができる。
2. 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる。
3. 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる。

# 安定した愛着関係が築かれると…



## ●人を信頼できる

→安定した人間関係の土台になる(幼稚園や学校の先生、友達関係など)。  
適切に要求に応えてもらった子は、相手にも適切に自分の思いを伝えられるようになる。

## ●自己肯定感が育つ

→泣いたら応えてくれる＝自分は安全だ！という気持ち that 育つ。  
不安な時も、安心させてくれる存在があると、やってみよう！という気持ち  
が育つ。

# 愛着障害とは

---

特定の人との愛着が形成されず、情緒や対人面に問題が起こること。

## ●反応性愛着障害

…5歳までに発症し、対人関係のパターンが持続的に異常を示すこと。

- ・養育者への安心や慰めを求める為に、抱き着いたり泣きついたりすることがほとんどない。
- ・笑顔が見られず、無表情。他児に興味を示さない。

## ●脱抑制型愛着障害

…5歳までに発症し、周囲の環境が著しく変化しても持続する異常な社会的機能の特殊的パターン。

- ・知らない人に対して、何のためらいもなく近づく。知らない大人に抱き着く。
- ・自分に目を向けて欲しいが為に、不注意や乱暴な行為に走る。

# 特別養子縁組とは



子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子として、新たな親子関係を結ぶ制度です。

特別養子縁組は、養親になることを望むご夫婦が家庭裁判所に請求を行い、要件を満たした場合に、家庭裁判所から決定を受けることで成立します。特別養子縁組が成立すると、お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、お子さんと養親との間で実親と同様の親族関係が生じます。

# 特別養子縁組成立の要件

実親の同意	養子となるお子さんの <u>実父母の同意</u> が必要。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する自由がある場合は、 <u>実父母の同意が不要</u> となることがある。
養親の年齢	養親となるには <u>夫婦</u> でなければならない。夫婦共同で縁組をすることになる。また、 <u>養親となる方は25歳以上</u> でなければならない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができる。
養子の年齢	<u>養子になるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに15歳未満</u> である必要がある。ただしお子さんが15歳に達する前から養親となる方に看護されていた場合には、お子さんが18歳に達する前までは、審判を請求することができる。
半年間の監護	縁組成立のためには、 <u>養親となる方が養子となるお子さんを6ヶ月以上監護していることが必要</u> 。そのため、縁組成立前にお子さんと一定の期間を一緒に暮らしていただき、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになる。

# 児童相談所と民間あっせん機関の主な違い

	児童相談所	民間あっせん機関
養親にかかる費用	無料	数十万～数百万円
子どもの年齢	新生児～15歳未満	新生児が中心
あっせんされる地域の範囲	原則、児童相談所管内又は自治体内	全国
委託後の支援	乳児院や里親会が主催する地域密着型サロンのほか、里親レスパイトケア制度、養育援助制度、認可保育所入所に係る優先的取扱いなど公的サービスが受けられる。	団体により異なる
実親と養親との交流	原則直接会うことはないが、実親からの手紙や写真を残しておくことはある。	団体の方針によってはあり

# 里親になるための条件（川崎市の場合）

---

※川崎市在住であること。

1. 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
2. 経済的に困窮していないこと。
3. 川崎市長が行う養子縁組里親研修（養育里親の場合は養育里親研修）を修了していること。
4. 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
  - （1）成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）
  - （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - （3）児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）又は政令第35条の5で定める児童福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - （4）児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

# 川崎市の里親登録手順



① 制度説明会



② 個別面接（複数回）



③ 里親登録申請書を児童相談所へ提出



④ 認定前研修（2日間）



センターさくらの家庭訪問  
※養子縁組里親の場合

⑤ 施設実習（2日間）

・ 児童養護施設 1日間  
・ 乳児院 1日間



⑥ 児童相談所による家庭訪問調査



⑦ 施設実習 振り返り研修（1日間）



⑧ 川崎市児童福祉審議会の審議・答申



⑨ 認定・里親名簿への登録

（調査・審議の結果による）

# 求める里親像

---



## 1. 社会的養護の子どもたちの正しい理解

→血のつながらないハイリスクな社会的養護の子どもを戸籍に入れて一生育てる覚悟が必要。障害がわかったとしても、途中でギブアップはできない。

## 2. 子どものルーツの保障

→子どもが知りたい！と発信してきた時からライフストーリーワーク・真実告知を実施する。里親側の不安を解消するためではなく、子どもの知りたい気持ちに合わせて行うという認識が大切。

# 特別養子縁組の支援で大切にしていること

---

## 1. 子どもの「出自を知る権利」を保障すること

例えば…生後間もない頃の子どもの写真、実親の写真、実親からの手紙など

## 2. 実親を否定しないこと

実親を否定したり悪く言ったりすることは、子どもを否定することにつながる。

## 3. 真実告知

子どもの理解度に合わせて、「生んでくれた人がほかにいること」「生んでくれた人にはいろいろな事情があって育てることができなかったこと」「私達はあなたを育てることを心から望んで家族に迎えたこと」をポジティブに伝えていく。



# センター開所からの実績 (R2.9～R3.8月末)

## ○リクルート～養成

- ・新規問い合わせ・・・63件
- ・制度説明会(1回)・・・8組16名
- ・個別説明会(随時)・・・36組72名
- ・啓発イベント(1回)・・・11組22名



→以上のうち、約8割が登録のための面接へ進み、  
そのうち約3割が登録前研修へ進む。

## ○アフターフォロー

- ・個別相談 電話・・・26件  
メール・・・131件  
来所・・・6件
- ・家庭訪問・・・48件
- ・縁組ひろば さくらんぼ(4回)・・・計18組  
パパ会(3回)・・・計16名

## ○未委託家庭支援

- ・相談・・・3件
- ・家庭訪問・・・3件

# アフターフォローの実際①

## ✿養育相談✿

- 【内容】
- ・ お子さんの養育（体調、離乳食など）に関する事
  - ・ お子さんの発達に関する事
  - ・ 育児の悩み、不安、心配事
  - ・ 真実告知、ライフストーリーワークに関する事 など



【方法】 電話、メール、LINE、センター来所、家庭訪問

社会福祉士や保育士、心理士などの専門職がチームとなって支援します！

# アフターフォローの実際②

## ❖縁組ひろばの企画・開催❖

### ・さくらんぼ🍡

養子縁組里親さん同士のつながり、子ども同士のつながりがもてる機会として、年に数回、企画・開催しています。

### ・パパ会

里父同士のつながりの場としてパパたちで会を運営しています。  
パパならではの悩みを語り合ったり、我が子自慢をしたりしています。

### ・フォローアップ講座

お子さんの委託を受けた後のフォローアップとして講座を開催しています。

令和3年度は・・・

「こんな時どうしてる？－保育園・幼稚園・小学校生活の情報交換－」

「子どもの発達が心配？－子どもの子育てノウハウ－」

「特別養子縁組里親のための真実告知の進め方」

など

10月は、里親月間です。  里親が育てる、  
社会が支える。



よーしー言うよ。  
生まれてきてくれて  
うちにきてくれて、  
ありがとう。

みんな  
知ろう！  
特別養子  
縁組制度

さあ、やってみよう！  
あなたは、  
どんなタイプ？

家族のしあわせ  
いろんなカタチ。

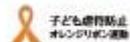
### 特別養子縁組制度を知っていますか？

特別養子縁組制度は、親がいない、親が育てることができないなど、生みの親と一緒に暮らせない子どものために、  
実際に子育てを望むご夫婦との「縁」をサポートし、法的に結ぶ制度です。  
この「新しい家族のかたち」は、まだまだ知られていません。ひとりの子のしあわせは、明日の社会のしあわせをつくれます。

まずは知ることから  社会のしあわせづくりは、知ることから。特別養子縁組、里親制度について、  
もっと詳しく知りたい！というみなさまはどうかこちらをご覧ください。



川崎市フォスタリング事業  
かわさき里親支援センター さくら



子ども虐待防止  
月間（10月）活動



みんな  
知ろう！  
特別養子  
縁組制度

### 家族のしあわせ、いろんなカタチ。

特別養子縁組制度は、親がいない、親が育てることができないなど、  
生みの親と一緒に暮らせない子どものために、  
実際に子育てを望むご夫婦との「縁」をサポートし、法的に結ぶ制度です。



さまざまな理由の事情で、生みの親と暮らすことができない子どもたちが、全国に約45,000人（うち関東圏に約4000人）います。こうした子どもたちを、自分の家庭に加え入れ、さまざまなサポートを受けながら、  
育て上げるのが特別養子縁組制度です。まだまだその数は十分ではありません。親の  
子どもたちが、いまでも見守りや励ましを必要とする中で生活し  
る現状があります。

親子の縁組は以下にも、4つの種類があります

他府県縁組	専門支援	縁組支援	ふるさと縁組
一定の年齢に達して 入居、卒業後の養育 が義務	専門家に相談し必要 とする子どもの養育 が義務	社会福祉の機関で 子どもの養育を義務 とする	養育の拠点を 特定し、養育の 方針を決定する

かわさき里親支援センター さくらは、  
より多くの方が里親制度を理解し、それぞれの立場で、子どもたちを尊重し、  
支え合う社会づくりをめざし、活動しています。

良縁がわいたらすぐアクション

説明会も随時開催中。ホームページでも情報発信しています。

まずは、知ることから。  
リアルないまを聞きに  
説明会にいらしてください。

かわさき里親支援センター さくらは、里親制度の説明会を開催  
継続して実施。お気軽に参加いただけます。

TEL: 044-949-3100 (平日) FAX: 044-949-3109  
Email: hcr@adfoyo-sakura.com  
関東福祉大学 社会士 課 11階 511 室 (平日 9時～17時)

かわさき里親支援センターさくらは、より多くの方が里親制度を理解し、  
それぞれの立場で、子どもを尊重し、支え合う社会づくりをめざし、活動しています。

# 子どもたちに家庭をプロジェクト

## 「はじまりの連絡帳」の目的

この冊子は、特別養子縁組家庭と学校をつなぐコミュニケーションツールです。担任の先生にお渡しして、対話のきっかけとしていただくことを目的としています。

日本財団では、2016年と2017年に養子縁組家庭に関するアンケート調査を公開していますが、そこでは「養子として育つ子どもの幸福度は一般家庭よりも高い」という分析結果が出ました。一方「嫌な思いをした」という記述もあり、それが学校生活の中で多く起きていることが判りました。

学校の先生方と事前に話し合っておくことで、子どもを傷つけるような場面をできるだけなくし、充実した学校生活をお送りいただければ幸いです。そして、冊子をご活用いただくことで、教育現場の方に特別養子縁組制度の正しい情報を提供し、家族の多様性についての理解を促す一助となることを願っています。



# 川崎市の里親制度問い合わせ先

## 児童相談所

■川崎区・幸区・中原区にお住まいの方  
こども家庭センター（中央児童相談所）  
電話：044-542-1234 FAX：044-542-1505

■高津区・宮前区にお住まいの方  
中部児童相談所  
電話：044-877-8111 FAX：044-877-8733

■多摩区・麻生区にお住まいの方  
北部児童相談所  
電話：044-931-4300 FAX：044-931-4505

### 養子縁組里親

特別養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親



かわさき里親支援センターさくら

(川崎市フォスタリング事業受託機関)

電話：044-949-3108 FAX：044-949-3109

### 養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親

※詳しくはキーアセットにて説明会開催

NPO 法人キーアセット

(川崎市フォスタリング事業受託機関)

電話：044-948-9146 FAX：044-948-9147

### ふるさと里親

児童養護施設などで生活する親との交流が少ない子どもを長期休暇などに家庭に迎え入れる里親

※川崎市独自の制度

こども家庭センター

(中央児童相談所)

電話：044-542-1234 FAX：044-542-1505

### 親族里親

実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族で子どもの養育を希望する親族の里親

### その他

- ・里親制度全般の問い合わせ
- ・子どもに関する相談全般



※川崎市以外にお住まいの方は、各自治体のホームページなどをご覧ください。

自治体名 里親制度



ご清聴

ありがとうございました。

